入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年12月10日
支出負担行為担当官
札幌高等検察庁検事長　小津　博司
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　01
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　札幌第３合同庁舎及び札幌家庭簡易裁判所で使用する電気　契約電力　1,000ｋW　年間使用予定電力量　2,924,395kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　契約期間　平成23年４月１日から平成24年３月31日まで
⑸　納入（需給）場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、当庁が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とすること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記入した入札書を提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ又はＢ等級に格付けされた資格を有する者であること。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
⑹　入札説明書の交付を受けた者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒060―0042 札幌市中央区大通西12丁目
札幌高等検察庁会計課専門職　坪　　昌昭
電話011―261―9310
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成23年１月12日13時30分　札幌第３合同庁舎２階共用会議室
⑶　入札書の受領期限　平成23年２月１日17時15分
⑷　開札の日時及び場所　平成23年２月２日10時00分　札幌第３合同庁舎２階共用会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Ozu, Super intendent Public Prosecutor of Sapporo High Public Prosecutors Office
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity used in Sapporo National Government Building No. 3. Sapporo Family and Summary Court ; Contract 1,000kW, the estimated consumption of electricity for the year 2,924,395kWh.
⑷　Delivery period : From 1 April 2011 through 31 March 2012
⑸　Delivery place : Place designated by the Official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable undercases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B in “Sale of product” in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of justice (single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years 2010, 2011 and 2012. ④Have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a pecified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2, Section 1 of the same law. ⑤From the standpoint of cosidering the element of reduction of CO_2 discharge, satisfy the standard showed in the explanatory paper for the bid.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 15, 1 February 2011
⑻　Contact point for the notice : Masaaki Tsubo, Professionals, Accounts Division, Sapporo High Public Prosecutors Office 12 chome west Odori chuo-ku Sapporo-city Hokkaido, 060―0042, Japan. TEL 011―261―9310

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年12月10日
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長　髙橋　道和
◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13
○第14号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　57
⑵　購入等件名及び数量
「英語ノート」等の梱包発送　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成23年２月16日から平成23年３月25日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成22年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑷　支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。